デイサービス東神田の里

指定通所介護[指定予防通所事業]事業運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人いわき会が設置するデイサービス東神田の里(以下「事業所」という。)において実施する指定通所介護[指定予防通所事業]事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定通所介護[指定予防通所事業]の円滑な運営管理を図るとともに、要介護状態[要支援状態]の利用者の意思及び人格を尊重し利用者の立場に立った、適切な指定通所介護[指定予防通所事業]を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定通所介護においては、要介護状態の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。

指定予防通所事業においては、要支援状態の利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 2 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 3 指定通所介護においては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、 その目標を設定し、計画的に行うものとする。
 - 指定予防通所事業においては、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、 計画的に行うものとする。
- 4 市町村、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、 他の居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者と の連携に努めるものとする。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

- 6 指定通所介護の提供にあたっては、介護保険法第 118 条の2第1項に規定する介護 保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。
- 7 指定通所介護[指定予防通所事業]の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、居宅介護支援事業者や介護予防支援事業者等へ情報の提供を行う。
- 8 前7項のほか、「寝屋川市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成30年寝屋川市条例第55号)、「寝屋川市通所型サービス(第1号通所事業)の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める要綱」(令和3年4月1日施行)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業の運営)

第3条

指定通所介護[指定予防通所事業]の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。

(事業所の名称等)

第4条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名 称 デイサービス東神田の里
- (2)所在地 大阪府寝屋川市東神田町 19番1号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条

事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤職員)

管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定通所介護[指定予防通所事業]の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。

(2)通所介護従業者

①生活相談員 2名(常勤2名、非常勤0名・介護職員と兼務)

生活相談員は、事業所に対する指定通所介護[指定予防通所事業]の利用の申し込みに係る調整、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行い、また他の従事者と協力して通所介護計画(通所型サービス個別計画)の作成等を行う。

②介護職員 6名(常勤5名、非常勤1名·生活相談員と兼務) 介護職員は、利用者の心身の状況に応じ、必要な介護を行う。

- ③看護職員 2名(常勤O名、非常勤2名·機能訓練指導員と兼務) 看護職員は、健康状態の確認及び介護を行う。
- ④機能訓練指導員 2名(常勤0名、非常勤2名·看護職員と兼務) 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退防止するための訓練指導、助言を行う。

(営業日及び営業時間)

第6条

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1)営業日 月曜日から土曜日までとする。
- (2)営業時間 日曜日、祝祭日、12月31日から1月3日
- (3)営業時間 8時30分から17時30分
- (4)サービス提供時間 9時から16時30分

(指定通所介護[指定予防通所事業]の利用定員)

第7条

事業所の利用定員は1日30名とする。(1単位30名)

(指定通所介護[指定予防通所事業]の内容)

第8条

指定通所介護〔指定予防通所事業〕の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- ① 健康チェック
- 2 入浴
- ③ 機能訓練
- ④ レクリエーション
- ⑤ 食事
- ⑥ 送迎
- ⑦ 生活指導(相談·援助等)
- ⑧ アクティビティ(介護予防)など

(利用料等)

第9条

指定通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生労働省告示第19号)によるものとする。

2 指定介護予防通所事業を提供した場合の利用料の額は、「寝屋川市介護予防・日常生活支援総合事業第1号事業支給費の額等を定める要領」(以下「算定基準要領」という。)によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、算定基準要領によるものとする。

- 3 次条に定める通常の実施地域を超えて行う事業に要する交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- (1)事業所から片道3キロメートル未満

無料

(2)事業所から3キロメートル~5キロメートル

200 円

(3)事業所から5キロメートル以上

400 円

- 4 食費については600円(税込)を徴収する。
- 5 おむつ代については100円、パット50円で徴収する。
- 6 その他、指定通所介護[指定予防通所事業]において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 7 前6項の利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用(個別の費用ごとに 区分)について記載した領収書を交付する。
- 8 指定通所介護[指定予防通所事業]の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 9 費用を変更する場合には、あらかじめ、前項と同様に利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けるものとする。
- 10 法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護(指定予防通所事業)に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した指定通所介護(指定予防通所事業)の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第10条

通常の指定通所介護事業の実施地域は、寝屋川市の区域とする。

(衛生管理等)

第11条

事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努めるとともに、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる 措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会 (テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回 以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修 及び訓練を定期的に実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条

利用者は指定通所介護(指定予防通所事業)の提供を受ける際には、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態等を指定通所介護(指定予防通所事業)従業者に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるよう留意する。

(緊急時等における対応方法)

第13条

従業者は、指定通所介護[指定予防通所事業]の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、利用者に対する指定通所介護[指定予防通所事業]の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。
- 3 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置の状況について記録をするものとする。
- 4 事業所は、利用者に対する指定通所介護[指定予防通所事業]の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第15条

事業所は、指定通所介護(指定予防通所事業)の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、提供した指定通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が 行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは 照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を 受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、提供した指定予防通所事業に関し、介護保険法第 115 条の 45 の7の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、提供した指定通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第16条

事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」 及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業者での介護サービスの 提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用 者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

- 第17条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2)虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(業務継続計画の策定等)

第18条

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護 [指定予防通所事業]の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期 の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継 続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び 訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変 更を行うものとする。

(地域との連携等)

第19条

事業所は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

2 事業所は、事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定通 所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定通所 介護の提供を行うよう努めるものとする。

(身体的拘束)

第20条

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急や むを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体 的拘束等」という。)は行わない。また、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その 態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由(切迫性、 非代替性及び一時性の3つの要件を全て満たすこと)を記録するものとする。

(その他運営に関する留意事項)

第21条

事業所は、全ての通所介護従業者(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1)採用時研修 採用後3ヵ月以内
- (2)継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、 従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契 約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定通所介護[指定予防通所事業]の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定通所介護〔指定予防通所事業〕に関する記録を整備し、そのサービス を提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人いわき会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

- この規程は、平成26年10月1日から施行する。
- この規程は、平成27年9月1日から施行する。
- この規程は、平成29年12月1日から施行する。
- この規程は、平成30年2月21日から施行する。
- この規程は、令和7年10月21日から施行する。